

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 6 月 7 日（火）第2707号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○住民監査請求に係る監査結果の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、平成23年4月8日付けをもって、下記請求人から提出された「鹿児島県職員措置請求書」について、同条第4項の規定により監査した結果を、次のとおり公表する。

平成23年 6 月 7 日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	吉留厚宏
同	持富八郎

（請求人）

薩摩川内市山之口町4875番地	川畑 清明
薩摩川内市矢倉町4179番地1	松野 寛
薩摩川内市勝目町5987番地	漆野 邦英
薩摩川内市百次町1582番地4	山下 勝次
薩摩川内市矢倉町4444番地1	小城 武紀
いちき串木野市上名7647番地111	村井 宏彰
いちき串木野市上名7647番地111	仁賀 大善
いちき串木野市上名7647番地111	仁賀 由美
薩摩川内市川永野町6917番地2	山之口義和
薩摩川内市川永野町6852番地4	柏木 武則

（平成23年4月8日收受）

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件請求は、上記の請求書收受日をもって受理した。

2 請求の内容

次の措置請求書のとおり。（原文のまま。ただし、別紙事実証明書は省略）

鹿児島県職員措置請求書

鹿児島県知事に関する措置請求の要旨

鹿児島県は、平成23年3月、産業廃棄物最終処分施設建設のために、株式会社ガイアテック（以下「甲」という。）ほか4名が所有する薩摩川内市川永野町の土地（約25万6401㎡）を総額5億290万2212円で取得する議決をなしたが、その内訳は、甲とその関係者である乙と丙の合計3名の土地の取得金額が金5億円であり、甲とは全く無関係の、残る丁と戊の2名の土地の取得金額が合計金290万2212円である。

また、鹿児島県は、甲乙丙3名の土地については、期間を平成25年乃至同39年とし、限

度額を金5億円として、上記土地を賃借する議決をなした。

しかし、甲が薩摩川内市から平成13年2月に本件に係る土地の一部（約7万㎡）を取得した時の金額は約金2700万円であったことからすると、約25万6400㎡の土地（5名の土地の全体）を取得する金額としては、約金9910万円（2700万円×3.67）で足りる。

しかも、山林、雑種地である本件土地は平成13年度当時より時価が低下しており、周辺土地の固定資産評価額が坪当たり約金100円であることを考慮すると、現在においては、約金9910万円という金額でさえ高額であり、実際周辺土地の評価額を基準として算定された、甲とは無関係の丁と戊の土地の取得金額は合計で金290万2212円にすぎない。

加えて、甲が採石を終了する際には本件土地を原状回復（埋め戻し）しなければならない（採石法第8条）ほか、埋め戻した後、林地開発による環境整備が必要となり、甲は本件土地内に調整池を新たに設ける等の環境整備をしなければならないことになっていた。

しかし、鹿児島県が、採石場として掘り込んだ土地を産業廃棄物処理場としてそのまま利用できるとしたことから、甲は、莫大な費用（少なく見積もっても優に数億円は超える。）をかけて本件土地の埋め戻しや調整池等の環境整備をする必要が完全になくなってしまったことから、甲に対し、高額の営業補償をする必要は全くない。

従って、この総額5億290万2212円での土地を取得する議決及び債務負担行為の議決は、「最小の経費で最大の効果」の原則を定めた地方自治法2条14項、地方財政法3条及び同4条1項に違反し、違法である。

よって、監査委員は鹿児島県知事及び関係各機関に対し、本件土地取得に関していかなる公金支出もしないことを勧告するよう求める。

以上のとおり、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成23年5月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人7名及び代理人2名から陳述があり、請求の要旨について、次のような補足説明があった。

- (1) 県は一方で土地の取得金額（議案第32号）としながら、他方では土地の賃貸借の賃料（議案第19号）という矛盾した議決を行っている。5億円で購入する土地を同時に5億円で借りる必要はない。
- (2) 両議案の関係は不明であるが、もし土地の賃貸借であるとするならば、単なる賃借料が取得金額の相場よりも遙かに高額な金5億円であるというのも、常識の枠を越えた無謀なものというほかない。
- (3) 監査委員は、総額5億290万2212円の公金支出等の行為が最少の経費であることを裏付ける具体的な算定資料として、①本件処分場用地の合理的時価、②それと5億円との差額、③その差額を支払う名目、④それが「営業補償」であるならば本件で営業補償をすべき合理性、⑤当該金額が「営業補償」として適正であることなどを県に提出させていただきたい。

2 監査の対象

総額5億290万2,212円での財産の取得に関する議決（議案第32号）及び債務負担行為に関する議決（議案第19号）に基づき、県が行おうとする薩摩川内市川永野町及び百次町の土地（約25万6,401㎡）に係る土地取得及び土地賃借が、「最少の経費で最大の効果」の原則を定めた地方自治法第2条第14項、地方財政法第3条及び第4条第1項に違反し、地方自治法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるか否かを監査の対象とした。

3 監査の対象機関

監査は、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課を対象として実施した。

4 関係人調査の対象機関

関係人調査は、環境林務部森林整備課、商工労働部商工政策課及び薩摩川内市を対象として実施した。

第3 監査の結果

1 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の設置について

当該最終処分場に係る設置目的、施設概要、整備地決定の経緯、設置許可の手続等については、おおむね次のとおりである。

(1) 設置目的等

ア 設置目的

現在、県内には産業廃棄物管理型最終処分場が1箇所もなく、県内で発生している産業廃棄物は県外の施設で処理されていることから、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備することにより、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図ることを目的とする。

イ 県との関係

事業実施に必要な用地は、地権者から県が取得若しくは賃借の上、事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社（以下「県環境整備公社」という。）に貸し付ける。

(2) 施設概要

ア 事業主体

県環境整備公社

イ 位置

薩摩川内市川永野地区

ウ 事業概要

(ア) 施設の種類

産業廃棄物管理型最終処分場（被覆型）

(イ) 埋立面積

40,700平方メートル

(ウ) 廃棄物埋立量

約600,000立方メートル

(エ) 埋立年数

約15年間

(オ) 取扱い産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず など

(カ) 主要施設

被覆施設、遮水工、浸出水処理施設、浸出水集排水施設、地下水及び湧水集排水施設、管理施設 など

(キ) 工事費等

7,770,000千円（税込）

エ 稼働開始（予定）時期

平成25年5月

(3) 整備地決定の経緯

ア 決定時期

平成20年9月8日

イ 決定までの経緯（関係市町村、機関等との協議状況等）

(ア) 市町村や企業などから推薦のあった県内29箇所について適地調査を行った上で、平成19年5月に薩摩川内市川永野地区を候補地として選定し、同年8月から平成20年7月にかけて立地可能性等調査（環境影響調査やボーリング調査など）を実施した。

(イ) 候補地選定の経緯や立地可能性等調査の内容等については、随時、関係自治会等に対し説明会や戸別訪問を行い、施設の安全性などについての理解を求めるとともに、知事も関係自治会の方々と直接話し合う機会を2回持った。

(ウ) また、候補地選定から整備地決定までの間に県産業廃棄物専門委員会を5回開催し、専門的立場からの意見を聴いた。

(エ) さらに、県議会では平成20年6月に、薩摩川内市議会では同年7月に処分場建設促進の陳情が採択され、同年8月には薩摩川内市長から、管理型処分場受入容認の意見書が県に提出された。

(オ) 以上のような経緯を踏まえ、平成20年9月に、薩摩川内市川永野地区を整備地として決定した。

(4) 設置許可の手続

ア 根拠法令及び手続の流れ

(ア) 根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(イ) 手続 許可申請書の提出後、告示・縦覧、関係市町長の意見聴取、利害関係者からの意見書提出、専門的知識を有する者からの意見を聴き審査する。

イ 設置許可の時期

平成23年3月25日

ウ 設置許可までの経緯

- 平成22年12月17日 産業廃棄物処理施設設置許可申請
平成23年1月14日 縦覧場所等を県公報に告示
平成23年1月14日 縦覧
～2月14日
平成23年1月14日 利害関係者からの意見書提出
～2月28日
平成23年2月28日 薩摩川内市長の意見書提出
平成23年3月22日 県産業廃棄物専門委員会の開催

2 整備地の概要

- (1) 場所 薩摩川内市川永野町及び百次町地内
(2) 面積 256,401.84平方メートル
(3) 所有者等

- ア 所有者 株式会社ガイアテック（以下「甲」という。）ほか2名（以下「乙」，
「丙」という。）
地目 山林，原野，雑種地，宅地
面積 248,728.84平方メートル
イ 所有者 薩摩川内市（以下「丁」という。）
地目 公衆用道路
面積 294平方メートル
ウ 所有者 個人（以下「戊」という。）
地目 原野
面積 7,379平方メートル

3 土地取得及び土地賃借の内容

上記2の整備地について，県は次のとおり土地取得及び土地賃借（賃借期間終了時に，県に所有権を移転）により権原を取得することになっている。

なお，当該土地取得及び土地賃借については，「鹿児島県財産に関する条例」（昭和39年条例第12号）第2条により議会の議決に付さなければならぬ面積，価格であることから，5億290万2,212円の財産の取得に関する議決（議案第32号）を，また複数年度にわたる土地賃借料の契約であることから，5億円の債務負担行為に関する議決（議案第19号）を，平成23年第1回県議会定例会において得ていた。

(1) 土地取得

- ア 目的
県が，県環境整備公社が整備する産業廃棄物管理型最終処分場の用地として，同公社に貸し付けるため。
イ 取得する財産の内容（種類，場所）
ア 種類 土地
イ 場所 薩摩川内市川永野町地内
ウ 契約の内容（取得面積，地目，取得金額）
ア 丁との契約 294平方メートル（公衆用道路） 24,402円
イ 戊との契約 7,379平方メートル（原野） 2,877,810円
エ 取得金額の積算根拠
不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき算定
オ 取得の時期 平成23年4月

(2) 土地賃借

- ア 目的
上記(1)アに同じ。
イ 賃借する土地の内容（場所，面積，地目）
ア 場所 薩摩川内市川永野町及び百次町地内
イ 面積 248,728.84平方メートル

- (ウ) 地目 山林, 原野, 雑種地, 宅地
- ウ 契約の内容 (賃借の相手方, 期間, 賃借料)
 - (ア) 相手方 甲乙丙
 - (イ) 期間 平成23年 4 月～平成40年 3 月
 - (ウ) 賃借料 総額 5 億円

エ 賃借料の積算根拠

賃借料については, 土地取得費相当額と補償費相当額を積算根拠としており, 土地取得費相当額については, 不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき, また, 補償費相当額については, 県が委託した補償コンサルタント会社が「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」及び「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則(昭和38年 3 月 7 日用地対策連絡会決定)」(以下「損失補償基準等」という。)に基づき, 建物や工作物の移転補償, 動産移転補償, 移転雑費補償及び立木補償を算定し, これに基づき土地取得費相当額を39百万円, 補償費相当額を518百万円と算定し, この総額557百万円から防災調整池及び緑化に要する経費を控除した上で総額500百万円とした。

オ 契約締結の時期 平成23年 4 月

カ 賃借とした理由及び賃借期間設定の考え方

(ア) 賃借とした理由

地権者との協議の結果, 賃借とした。

(イ) 賃借期間設定の考え方

地権者との協議の結果, 処分場建設期間(2年)と処分場稼働期間(15年)を合わせた17年間を賃借期間とした。

4 請求人の主張に対する検討

- (1) 「鹿児島県は, 平成23年 3 月, 産業廃棄物最終処分施設建設のために, 株式会社ガイアテック(以下「甲」という。)ほか4名が所有する薩摩川内市川永野町の土地(約25万6401㎡)を総額5億290万2212円で取得する議決をなしたが, 甲が薩摩川内市から平成13年 2 月に本件に係る土地の一部(約7万㎡)を取得した時の金額は約金2700万円であったことからすると, 取得する金額としては, 約金9910万円(2700万円×3.67)で足りる。」との主張について

上記3のとおり, 土地取得金額及び土地賃借料の土地取得費相当額については, 不動産鑑定士が現況等を基に算定し, また, 土地賃借料の補償費相当額については, 補償コンサルタント会社が損失補償基準等に基づき算定し, その算定を基に土地取得金額及び土地賃借料を決定していることが認められた。

なお, 今回と平成13年時点を比較した場合, 平成13年に川内市が甲に土地を売却した際は, 地目は山林のみであり, また補償も立木補償のみとなっており, 補償費も含めた売却単価は, 1平方メートル当たり385円となっていたが, 今回は, 地目が山林, 雑種地, 原野, 宅地等と多岐にわたり, 補償の対象も立木補償に加え, 建物や工作物の移転補償, 動産移転補償, 移転雑費補償を合計した総額を積算根拠としており, 1平方メートル当たり1,576円の差が生じることとなるが, これは比較の対象が異なることから生じた結果であることが認められた。

- (2) 「山林, 雑種地である本件土地は平成13年度当時より時価が低下しており, 周辺土地の固定資産評価額が坪当たり約金100円であることを考慮すると, 現在においては, 約金9910万円という金額でさえ高額であり, 実際周辺土地の評価額を基準として算定された, 甲とは無関係の丁と戊の土地の取得金額は合計で金290万2212円にすぎない。」との主張について

丁と戊の土地取得金額と甲乙丙の土地賃借料の単価に差が生じているのは, 丁と戊の土地取得金額については補償費は含まれないが, 甲乙丙の土地賃借料については, 土地取得費相当額に加え, 建物や工作物の移転補償や動産移転補償など補償費相当額が含まれることによるものと認められた。

また, 今回の土地取得金額及び土地賃借料の土地取得費相当額の積算に当たっては,

不動産鑑定評価を基に算定しているが、県の公共事業において土地取得を行う際にも、固定資産評価額ではなく不動産鑑定評価を基に価格を算定していることが認められた。

- (3) 「甲が採石を終了する際には本件土地を原状回復（埋め戻し）しなければならない（採石法第8条）ほか、埋め戻した後、林地開発による環境整備が必要となり、甲は本件土地内に調整池を新たに設ける等の環境整備をしなければならないことになっていた。しかし、鹿児島県が、採石場として掘り込んだ土地を産業廃棄物処理場としてそのまま利用できるとしたことから、甲は、莫大な費用（少なく見積もっても優に数億円は超える。）をかけて本件土地の埋め戻しや調整池等の環境整備をする必要が完全になくなってしまったことから、甲に対し、高額の営業補償をする必要は全くない。」との主張について

土地賃借料の補償費相当額については、県の公共事業と同様に損失補償基準等に基づき算定しており、その内訳は上記3(2)エのとおり建物や工作物の移転補償、動産移転補償等であり、請求人の主張する営業補償は含まれていない。

また、林地開発許可（森林法）において義務づけられている防災調整池の整備や緑化の費用については、甲において負担する必要があることから、上記3(2)エのとおり土地賃借料から減額していることが認められた。

- (4) 「この総額5億290万2212円での土地を取得する議決及び債務負担行為の議決は、「最小の経費で最大の効果」の原則を定めた地方自治法2条14項、地方財政法3条及び同4条1項に違反し、違法である。」との主張について

請求人が違法とする根拠について、「地方自治法第2条第14項は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき指針を一般的、抽象的に示したものにすぎず、さらに、地方財政法第4条も予算の執行面における基本原則を定めたものであり、いずれの規定も、地方公共団体の購入する財産について具体的規制をするものではない。」とされている（平成2年12月11日水戸地裁判決）。

地方財政法第3条も「地方公共団体の財政運営の中核となる予算について、その編成に際して基本原則を定めたもの」とされている。

また、「土地の取引価格は、社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に基づき、かつ、当該取引の当事者の個別的、主観的な事情によって決定されるものであり、ある価格が適正価格であるかどうかの判断も、困難な場合がしばしばあることは否定できない。土地を取得すべきかどうか、ことにその対価がどうあるべきかについては、地方公共団体の長に広範な裁量権があるものと解するのが相当である。」とされている（平成2年12月11日水戸地裁判決）。

以上を勘案すると、今回の土地取得金額及び土地賃借料については、不動産鑑定評価及び損失補償基準等など適正な手続及び基準に基づく額であると認められること、また、県議会の議決を経て予算化されていること等から、知事の広範な裁量権の範囲内であり、地方自治法第2条第14項等に違反し、違法であるとは認められない。

第4 判断

監査の結果は上記のとおりであり、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設のために、県が行う薩摩川内市川永野町及び百次町の土地取得及び土地賃借並びにこれに伴い予測される公金の支出については、いずれも違法若しくは不当とは認められず、請求人の措置請求には理由がない。